答弁書受領

五月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員三田龍平提出薬剤師法第十九条の「医師、歯科医師、獣医師による調剤」を認めるただし書に関する質問に対する答弁書（第一〇四号）

報告書提出

五月十五日委員長から次の報告書を提出した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）審査報告書

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案（衆第一二号）審査報告書

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（閣法第三三号）審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）審査報告書

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）審査報告書

生産性向上特別措置法案（閣法第二一号）審査報告書

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）審査報告書

人事異動

法務省

（保土ヶ谷区検察庁副検事）副検事　齋藤　哲治

横浜区検察庁副検事に配置換する

（横浜区検察庁副検事）同　飯島　秀明

保土ヶ谷区検察庁副検事に配置換する（以上五月十四日）

○定年退官

大阪区検察庁副検事宮崎幸一は、検察庁法第二十二条の規定により五月十四日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年5月17日

北海道開発局長　和泉　晶裕

道路の種類	路線名	区間
一般国道	36号	千歳市本町1丁目1番2から同市本町2丁目1番までの下り線
一般国道	233号	深川市3条3番6から同市3条3213番13までの上り線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年5月17日

北海道開発局長　和泉　晶裕

道路の種類	路線名	区間
一般国道	40号	稚内市中央3丁目1677番8から稚内市中央3丁目1458番1地先までの上り線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年5月17日

北海道開発局長　和泉　晶裕

道路の種類	路線名	区間
一般国道	39号	北見市本町4丁目2番7から北見市本町4丁目1番1までの下り線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年5月17日

北海道開発局長　和泉　晶裕

道路の種類	路線名	区間
一般国道	279号	函館市若松町15番12から函館市若松町7番29までの上り線

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

神戸運輸監理部最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年神戸海運監理部最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年5月17日

神戸運輸監理部長　吉田　正彦

神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第4項中「246,500円」を「247,550円」に、「230,050円」を「231,100円」に、「187,900円」を「188,900円」に、「178,600円」を「179,600円」に改める。

附　則

この公示は、平成30年6月16日から効力を生ずる。

国土調査法に基づく国土調査の成果と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項の規定によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成三十年四月六日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定により公告する。

平成三十年五月十七日

農林水産大臣　齋藤　健

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊
栃木県	栃木県栃木市吹上町、細堀町、野中町、川原田町、木野地町、木及び原宿の各一部（経営体育成基盤整備事業　吹上東部地区）確定測量図及び換地計画書 栃木県鹿沼市下沢の一部（経営体育成基盤整備事業　田中池ノ尻地区）確定測量図及び換地計画書 栃木県大田原市上奥沢及び中田原の各一部（経営体育成基盤整備事業　上奥沢地区）確定測量図及び換地計画書 栃木県さくら市南和田、金枝及び下河戸の各一部（経営体育成基盤整備事業　江川南部Ⅱ地区（第1換地区））確定測量図及び換地計画書 栃木県さくら市南和田、金枝及び鹿子畑の各一部（経営体育成基盤整備事業　江川南部Ⅱ地区（第2換地区））確定測量図及び換地計画書 栃木県那須烏山市大里の一部（経営体育成基盤整備事業　荒川南部地区（第1換地区））確定測量図及び換地計画書 栃木県那須烏山市森田及び小塙の各一部（経営体育成基盤整備事業　荒川南部地区（第2換地区））確定測量図及び換地計画書 栃木県那須烏山市高瀬の一部（経営体育成基盤整備事業　荒川南部地区（第4換地区））確定測量図及び換地計画書 栃木県下野市町田、薬師寺、田中、谷地賀、下文狭、東根、磯部、仁良川及び下坪山の各一部（経営体育成基盤整備事業　江川・五千石地区）確定測量図及び換地計画書